鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱

（目的）

第1条　この要綱は、同和地区内に存在する固定資産が一般市民との間に容易に取引が行われ難い財産であるという実態に鑑み、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する対象地域及び市長が別に定める地域（以下「対象地域」という。）の住民について、鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）第58条第1項第4号及び第153条の規定に基づき固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免措置を講ずることにより、対象地域の住民の生活の安定、福祉の向上等に資することを目的とする。

（対象資産）

第2条　この要綱による減免措置は、対象地域の住民が所有する固定資産のうち、市長が定める区域内にある土地及び家屋（以下「対象資産」という。）について適用する。ただし、市長が定める区域外にある特別の事情がある者の所有する固定資産で市長が特に必要と認めた土地及び家屋（所有者が直接使用している住宅、物置、納屋、車庫等とその敷地に限る。）についても適用する。

2　前項に規定する対象資産の範囲は、次のとおりとする。

（1）　所有者が直接使用している住宅、物置、納屋、車庫等とその敷地

（2）　農地

（減免する額）

第3条　減免する額は次に定める額とする。

（1）　固定資産税対象資産に係る当該年度分の課税標準額の合計額（当該合計額が1，500万円を超えるときは、1,500万円とする。）に対応する固定資産税の税額に減免率（100分の50）を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

（2）　都市計画税　前号の例により計算した額

（申請手続）

第4条　この要綱に基づき固定資産税等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、納期限前7日までに固定資産税（都市計画税）減免申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記載して市長に提出しなければならない。

（審査及び決定）

第5条　市長は前条の申請書を受理したときは、速やかにその申請にかかる事項を審査するとともに、減免することが適当と認められるものについては、減免の決定をし、減免することが適当でないと認められるものについては、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

（減免の取消し）

第6条　市長は減免の決定を受けた者が減免決定後の納付すべき固定資産税等を滞納し

た場合は、減免の決定を取り消すことができる。

2　市長は、前項に掲げる事由が生じたときは、減免を受けた者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

附　則

1　この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

ただし、平成7年度に限って、第3条第1項の1,500万円を1,200万円とする。

2　この要綱による減免措置は、平成7年度分の固定資産税及び都市計画税から適用する。

3　鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免要綱（平成4年11月18日施行）は廃止する。

4　平成4年11月18日施行鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱の規定により減免措置を講じられていた固定資産のうち、この要綱の第2条の規定による減免措置を講じられないこととなる固定資産については、第3条の限度額により平成7年度から平成9年度においては次表に定める減免率により減免を行う。

年　　度	減　免　率
平成7年度	100分の50
平成8年度	100分の30
平成9年度	100分の15

附　則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

（経過措置）

2　平成17年度に限り、編入町村に所在する資産に対する減免の適用については、各編入町村の旧要綱の例によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

（経過措置）

2　平成18年度に限り、編入町村に所在する資産に対する減免の適用については、各編

入町村の旧要綱の例によるものとする。

附　則

（施行期日等）

1　この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

（適用年度）

2　この要綱による減免措置は、平成19年度分の固定資産税及び都市計画税から適用する。

（経過措置）

3　編入前に各編入町村の旧要綱の規定により減免措置を講じられていた固定資産のうち、この要綱の第2条の区域に関する規定により減免措置を講じられないこととなる固定資産については、第3条の限度額を超えない範囲で、平成19年度から平成20年度においては次表に定める減免率により減免を行うものとする。

年　　度	減 免 率
平成19年度	100分の30
平成20年度	100分の15

固定資産税（都市計画税）減免申請書

平成　　年　　月　　日

鳥取市長　　竹内　功　様

納税義務者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

固定資産税（都市計画税）の減免を受けたいので、鳥取市税条例第58条第1項第4号の規定により申請します。

納税通知書番号							

該当固定資産の所在	地目、種類	面積（㎡）	課税標準額（円）		税額（円）	
			固		固	
			都		都	
			固		計	
			都		※　減免額（円）	
			固		固	
			都		都	
			固		計	
			都		※　更正税額（円）	
			固			
			都			

※「固」は固定資産税、「都」は都市計画税の略

平成　　年　　月　　日

人権福祉センター所長　　印

平成20年度同和減免処理状況

減免件数（件）	減免税額（円）		
	固定資産税	都市計画税	計
1,915	57,053,600	1,575,300	58,628,900

平成21年度同和減免処理状況

減免件数（件）	減免税額（円）		
	固定資産税	都市計画税	計
1,847	54,288,200	1,489,800	55,778,000